

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ） （ 28. 2 定 ）			
日 時	平成 2 8 年 6 月 2 7 日 （ 月 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 3 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小貫委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・安斎・高野・斉藤・鈴木・濱本・佐々木各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長（総務部長事務取扱）、水道局長、 財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、 会計管理者、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した小貫です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、酒井隆行委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、斉藤委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が斉藤委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、共産党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○酒井（隆行）委員

それでは、初めに、我々自民党の代表質問でも申し上げましたが、これまでも会期の延長をせざるを得ない状況が続いておりまして、今定例会もそういう形になりました。

予算特別委員会は、本日から始まりますので、予算特別委員会の中でも、これ以上会期の延長がされることのないようしっかりとした答弁をお願い申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

◎おたるドリームビーチについて

まず、おたるドリームビーチの件で質問させていただきます。おたるドリームビーチは、ことしは開設に向けた準備が進められているということで、その準備の状況について、まずお知らせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

おたるドリームビーチの開設に向けた準備につきましては、観光振興室といたしましては、まず駐車場の開設に向けて契約等の準備を進めております。

また、今回、おたるドリームビーチ海水浴場再開に向けて、健全なビーチを目指していくということでおたるドリームビーチ海水浴場ルールを定めましたので、そのルールの周知に向けた看板の準備、そのようなものを、現在、準備している状況であります。

○（建設）建築指導課長

おたるドリームビーチの海の家関係なのですが、仮設建設物の許可申請が5月23日に提出されまして、6月14日付で許可しております。その後、確認申請が6月16日に提出されまして、6月22日付で確認しております。

○酒井（隆行）委員

保健所も関連しているかと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所生活衛生課では、食品営業許可申請の指導をしておりますけれども、現在はまだ申請等は受け付けていない段階になっております。

○酒井（隆行）委員

開設予定日とされているのが、7月9日だったかと思いますが、これに向けてそれぞれ申請、あるいは準備が進

んでいるということで確認させていただきました。

それで、代表質問でもお聞きしたのですが、この海水浴場としての開設時間、海の家営業時間、それと駐車場の開設時間、これがそれぞればらばらになっているということで質問させていただきましたが、改めてこの時間帯をお示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました、海水浴場の開設時間につきましては 9 時から 17 時、海を家の営業時間につきましては 8 時から 19 時、駐車場の開設時間については 8 時から 17 時となっております。

○酒井（隆行）委員

海水浴場が 9 時から 17 時、それから海の家が 8 時から 19 時、駐車場が 8 時から 17 時ということで、海水浴場としての駐車場のあり方というところでいきますと、海水浴場が 9 時から 17 時なので、駐車場が 8 時から 17 時、これは適正なのかなというふうには理解、認識をしておりますが、海の家が 8 時から 19 時までとなります。そうすると、駐車場が 17 時で閉まった後に、海を家の利用者が 19 時まで、この 2 時間についてしっかりと管理をしていかなければいけないと思うのですが、市の委託契約では 17 時までだということになっていると答弁いただきました。17 時から 19 時までの間の管理というのはどういう形になるのか、お答えいただけますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

まず、海を家の営業時間については、これまで定めがなく、深夜営業を行っていたとの指摘もあったことから、今回、協議会の中で重要課題として捉えて、ルールの中で営業時間を定めております。駐車場は、一般海水浴客が利用するために開設しているものであります。

ただいま御質問のありました 17 時以降の駐車場用地は、ドリームビーチ協同組合に管理をしていただき、19 時過ぎの駐車場完全閉鎖に向けたゲート閉鎖の周知や施錠などを行っていただくものとなっております。

○酒井（隆行）委員

海水浴場としての駐車場はあくまでも 17 時までですよということですね。それ以降は、いわば駐車場というか、空き地というのか、管理されるのは組合ということで、駐車料金もかからない状況になるわけですね。ただ、出入りは自由にできると思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの御質問の駐車場の出入りについてなのですが、市としては、通常、おたるドリームビーチの駐車場については、3 ゲート設けさせていただいています。内訳といたしましては、まず小樽寄りの国道 337 号から入る道路から突き当たったところに 1 カ所、あと国道 337 号の札幌側の道路から真っすぐ入ってきたところにも一つ、それとその二つのゲートの中間に中央ゲートというものを設けております。

市として駐車場の管理ゲートについては、まず札幌側と小樽側の道路に面しているところは、駐車場の閉鎖とともに、そちらをまず小樽市として閉鎖させていただくと。中央のゲートに関しては、そちらは一応、海水浴の後片づけとかで帰られる方とか、あとは夕日を楽しまれる方のために、そこはあけておくような状況で、ゲートがフルにオープンしているというような状況ではなくて、なるべくわからないような形でゲートをあけさせていただいて、出入りについては、どうしても入られる方ということになると、駐車場は閉鎖しておりますので、その部分については料金とかそういうものは取ることはできないものと考えております。

（「何か意味わからないのだけれども。真ん中から入ったらどうするの」と呼ぶ者あり）

○委員長

自由に出入りできるのかということについては、自由に出入りできるのですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

それは、自由に出入りできるものとなっております。

○酒井（隆行）委員

3カ所の出入口があって、真ん中の1カ所については、出入口は自由、もう出たり入ったりは、19時までには自由に行けるという理解でよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

夕日を楽しむ方ですとか、そういう方もいらっしゃるでしょうから、あれなのですけれども、できればこの駐車場を、海の家を19時までやっている以上は、やはりきちんと管理していただきたいというふうに思います。17時以降来られるお客様に対して、やはり海水浴場なので、海を営むためにあけておくというのは、基本的には間違っているのではないかなと考えておりまして、しかも17時以降は出入りが自由になるということ自体が、本来の目的からずれているような気はするのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

17時以降の出入りが自由になるという部分について、しっかり管理したほうがいいのではないかと、当初の目的と違うのではないかと御質問だと思いますけれども、そちらについては、今回、今まで定まっていなかった海を営む営業時間、ここをきちんと定めていかなければならないというものがあまして、駐車場との営業時間が、相違は2時間ほど発生しましたが、そこについては協議会の中でもそこを議論して、その2時間についてきちんと組合側で管理をしていただき、違法ではないですけれども、適正に駐車場の利用についても組合と現在、協議を進めて、組合としてはきちんと管理をしていくということで2時間あけさせて、管理をするということの内容となっております。

（「その管理が何かと言わないとわからないでしょう」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

今、御答弁の中にもありましたけれども、今まで定まっていなかったからこそ、きちんとやっていただきたいという趣旨で質問させていただいておりまして、その管理方法というのが見えないので、それについて丁寧な答弁をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

管理方法については、先ほども述べさせていただいたのですけれども、深夜には完全に駐車場のゲートを閉鎖したいということもありますので、まずその駐車場に車がとまっている状態であれば、アナウンス、もしくは周知をしてきちんと車をまず17時以降に全部車を追い出してもらおうと、それプラス、全部追い出した後にゲートを全部施錠していただくという、この2点を主に管理として組合にお願いをしている状況であります。

○酒井（隆行）委員

そうではなくて、17時以降、それから海の家が19時までということで、ドリームビーチ海水浴場ルールの中には書かれているのですよ。先ほど、確認もさせていただいたのですが、17時から19時まで、この間が、市の委託管理ではなく、組合が管理するということなので、この間の組合の管理方法はどういうふうになっているのかという部分で、もう一度答弁願います。

（「人が張りつかなかったら勝手に入ってきちゃうでしょうという指摘ですよ」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）観光振興室長

駐車場につきまして、17時から19時の間、基本的には、海水浴場の駐車場ですので、泳ぎに来られた方は17時ぐらいまでには、当然帰られていくということで17時というふうに考えていまして、その後はもう帰られる方を中心とするということで、基本的には新たな方は入れないということで、そういった形で組合とも詰めていきたいと思っています。

また、駐車場の時間につきましては、看板とか、駐車場の管理の中で周知、あくまでも海水浴場利用のための駐車場だよということで、そこは徹底していきたいと思っています。

○委員長

答弁がかみ合っていないように思えるのですけれども。

酒井隆行委員、もう一度質問をお願いいたします。

○酒井（隆行）委員

管理されるという話で、19時までには全部出すという話でしたよね。ということは、先ほどもお聞きしたのですが、出入り自由なのではないですかという部分をお聞きしたのです。まず、そこをはっきりしていただきたいのと、確かにこれだけを見ると、19時までには吐き出したいというところでいくと、やはり誰かついていないといけなんでしょうし、もっと言うと、夕日どうのこうのという話もありましたけれども、基本的にはここは海水浴場として設置されている場所でありまして、そのようなことを言ったら、では夕日を見たい人はどうするのだという話にもなるのですよ。

だから、そういう部分も含めて、ここは海水浴場なので、それにのっとった時間帯の整合性のある答弁をもう一回お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今、酒井隆行委員から御指摘のあった内容につきましては、今、組合とも海水浴場の開設に向けていろいろ準備を進めている段階でありますので、今の御指摘の内容とかを含めて、組合ときちんと協議して、海水浴場の目的である駐車場ということをまず第一に置いた中で、その管理について再度調整を行っていきたいものと考えております。

○酒井（隆行）委員

最初に確認をさせていただきということで、いろいろ準備が進んでいるという答弁をいただきました。何も準備されてないという理解でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

準備をされていないのではないかと御質問だと思いますけれども、そちらについてはきちんと、現在、駐車場の管理委託の契約並びに駐車場の利用について、トイレの設置とか、あとは海水浴場としての周知が必要な看板の設置とか、そういうようなものを準備しております。

今、酒井隆行委員から御質問のあった夕方の時間帯の管理については、先ほど答弁が少しかみ合っていなかったかもしれませんが、管理については、組合とそのような、駐車場を完全閉鎖していただくという内容の管理を、こちらでは考えていましたので、今、御指摘にありました駐車場としての役割というものを、再度、組合ときちんともう一度整理させていただいて、その管理についての項目、どういう内容を管理していただくかというのをきちんと定めていきたいと、考えていきたいものと思っております。

○酒井（隆行）委員

開設というか、ここの海開きが7月9日なのですよ。

（「もうすぐ」と呼ぶ者あり）

もうすぐなのですよ。この段階で、それを協議しても間に合わないですよ。もう準備というか、これは初歩的な話なのですよ。ここが詰め切れていないという話で、これから協議していったら、どうにかなるかというとならないと思います。やってみなければわからないという部分もありますけれども。それで、最初にいろいろな準備はどうなっていますかという質問をさせていただいたのですが、これからという話にはなりません。これがきちんとされなければ、やはり海水浴場として開設すべきではないと思いますし、逆に言うと、それを間に合わせていただきたいと思います。この今の時間の問題はきちんと間に合わせていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

今、お話のあった件については、7月9日のオープンまでに間に合わせます。

○酒井（隆行）委員

間に合わせるというお話をいただきました。何を間に合わせるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

17時から19時の間の車の出入りの管理について、組合としっかり詰めてまいりたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

詰めるというのは、どういうふうに詰めるのでしょうか。何を詰めるのでしょうか。ただお話をして終わりなのか、それともその管理の方法について、例えば、今、質問の中でも言いましたけれども、17時から19時までの間に人を配置する、それは組合側で配置するという協議をするということなののでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

我々と組合とで一緒に協議をしていきたいと思います。

○酒井（隆行）委員

しっかりとやっていただきたいと思いますし、その報告は、議会に報告いただきたいと思いますので、お願いいたします。

それと、営業の部分でもう一つお聞きしたいのですが、海の家営業時間が朝8時から夜7時まで、ただしということで、飲食ですとか、それからレンタルの営業に関しては、夕方6時までとするというふうになっております。確認なのですが、海の家営業は19時までで、飲食は18時まで、18時がオーダーストップという表記でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの御質問のとおりでございます。18時でオーダーストップということになっております。

○酒井（隆行）委員

それでいきますと、次のところに表記されているのですけれども、営業時間終了30分前には、利用者に営業終了時刻を周知するというふうに書かれていますが、今のでいきますと、18時で飲食の営業がストップするということは、17時30分に周知されるという認識でよろしいでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

いいえ。ただいまの御質問はルール第3条第2項の部分と思われますけれども、こちらについては、19時の営業時間ですから18時にまずオーダーストップがかかりまして、19時には完全に店を閉めるというための周知を18時30分に行うというものとなっております。

○酒井（隆行）委員

今の答弁でいきますと、飲食などは18時まで、海の家営業自体は19時までなので、18時30分に周知をするということです。それで、19時に営業が終わりました。直ちに、その海の家関係者なども退出されるという認識でよろしいですか。これもまた、そこからいろいろ作業があつてとかという話なのか、最終的には何時にあの海岸から人がいなくなるというか、海の家関係者も含めて退出されるのか、それについて説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの御質問について、営業時間の終了時間は19時となっております。今回、ルール第3条第3項に定めたとおり、従業員の活動は必要最小限にとどめて、速やかに退出するというので、19時で営業が終わった後、まだというのは適切ではないのですけれども、こちらでは最後の片づけの部分の時間として捉えていますので、長くても30分以内には退出していただくというふうには考えております。

○酒井（隆行）委員

これも確認です。おたるドリームビーチの海岸は、朝 8 時から関係者も含めて人が来て、19 時 30 分には全ての方が退去されるということでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。この時間の部分は、先ほどもお話しさせていただいたのですが、なかなか整合性のとれない部分と、あとやはりこのおたるドリームビーチは、昨年閉鎖してしまっていて、そこからいろいろ経済常任委員会でも議論されていますけれども、せっかくことし新しく生まれ変わるというか、再出発に向けて準備が少し不足に感じてしまう部分もあります。特に時間の部分に関しては、なかなか整合性のとれないような話ですし、この状況になっても、これから協議しますということでありますと、このまま開設して本当に大丈夫かなという不安も残ります。先ほど答弁でもありましたけれども、やっていくという話でしたので、しっかりとやっていただきたいのと、報告もしっかりしていただきたいと思います。

◎サンセットビーチ銭函について

それでは、サンセットビーチ銭函について、これも確認させていただきます。昨年も恐らく開催していたかなと思いますが、サンセットビーチ銭函の海水浴場ではなくて、あそこで毎年、花火大会が開催されているかと思います。その花火大会について、建物を使わずに、駐車場として使うのはどうだという代表質問があったと思います。その確認をさせていただきたいと思いますが、まずこの花火大会に向けて、市にさまざまな、例えば消防ですとか、それから食品の関係、保健所などに届け出、あるいは許可申請が出されていると思いますが、その辺について答弁をお願いいたします。

○（消防）消防課長

市街化調整区域で行われる花火の打ち上げについてでございますけれども、花火の打ち上げにつきましては、小樽市火災予防条例によりまして届け出が必要となっております。

○（保健所）生活衛生課長

保健所においては、行事やお祭りで、いわゆる屋台を出して飲食物を提供する営業をする場合については、臨時営業ということで、食品衛生法及び関係法令の許可・登録が必要となっております。

保健所では、臨時営業取扱要綱というのを定めまして、その中で屋台等を出していい行事を指定しており、これに沿ってサンセットビーチ銭函の花火大会についても許可申請を出していただいているところです。

○酒井（隆行）委員

あと、建設部に確認なのですが、土地の利用について、例えば市街化調整区域に建てられている建物を利用せず、土地だけの利用、駐車場としての利用ですとか、あと移動販売車が来て、そこで営業されるということについては、市街化調整区域内であっても何も制限がされないということだったと思うのですが、その確認だけ、もう一度お願いします。

○（建設）近藤主幹

ただいま質問のありました市街化調整区域にある市有地の利用規制につきましては、駐車場としての利用や移動販売車で営業など、土地を使用するのみで、敷地内に建築物を建てない場合につきましては、都市計画法の規制対象とはなりません。

○酒井（隆行）委員

最後に、昨年も、花火大会が開催されました。ことしも同じように開催されると思うのですが、建物を使わず、例えばテントですとか、先ほど質問しました移動販売車ですとか、そういう部分が土地を利用してこういうイベントといいましょうか、花火大会が開催されることについては、何も制限がないということよろしいですね。

○（建設）近藤主幹

テント等を利用してのイベントにつきましては、テント等につきましては建築物には該当しておりませんので、都市計画上の違法な状態であるとは考えてございません。

○（消防）消防課長

消防としましては、イベントの開催でありますとか、火気設備を使用するような露天を開設する場合には、花火と同じように、煙火の打ち上げと同じく届け出が必要となってきます。

さらに、イベント、それから露天につきましては、現地を視察いたしまして、必要がありましたら、その調査結果に基づいて火災予防上の指導を行うというふうになっております。

なお、届け出についての罰則は特に設けてはございません。

○（保健所）生活衛生課長

保健所につきましても、移動販売車にしても、臨時営業にしても、それぞれの基準に適合していれば、今年度も昨年同様に許可をおろしていくような方針で現在のところおります。

○濱本委員

◎市長と議会との関係について

最初に、一般質問でも行いましたが、市長と議会との関係について何点か質問します。

一般質問の中で、昨年の第 2 回定例会、市長が就任して初めての定例会からことしの第 1 回定例会まで全て、当初予定された会期では終わらなかった。特に第 1 回定例会においては、我々議会が、議案を議決するという使命を考えて、6 日間の予算特別委員会の審議日程を 4 日間に短縮した。そういう中で、市長の見解を伺いましたけれども、市長の答弁では、自分の責任について一切触れていないのですよ。読みましょうか。議会が責任を全うしようと審議日程を短縮したことに対する見解につきましては、空転が続く中、これは人ごとですよ。審議日程の短縮により議案を可決いただきましたことに深く感謝しているところであります。自分の責任については、何にも語っていないのですが、自分には責任がないという認識なのでしょうか。それをまず聞かせてください。

○市長

私は、濱本委員の質問の要点が、議会が市民に対して責任を全うされた、そのことに対して市長はどう思われているのかということでお聞きしていたものですから、このように答弁をさせていただいたところでありますが、当然に、そのとまったことに対しての責任の一端は私にもあると思っておりますので、今後においては意思の疎通を図りながら、適切な答弁ができるように、議会運営がスムーズに進むことが非常に大切だと思っておりますので、適切に進むよう、私も含め、理事者も含めて努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○濱本委員

質問したときに、質問は、私は事前にレクチャーをして、原稿も差し上げています。その前段の私の書いていること、読み上げていることから考えると、結局、短縮したという現実の状況があつて、その状況が議会側の責任であれば、そのことに言及しなくてもそれは当たり前でしょう。でも、今、市長が自分にも責任があるということをおっしゃったのです。それであるならば、そういう状況が発生したことそのものに対して、自分にも責任があると、その上で議会が配慮してくれて、6 日間の審議日程を 4 日間にして、議決のタイミングをはかってくれたと、答弁というのは、そういうものが答弁だろうと思うのです。そういう意味では、非常に不満足な答弁で、はしより過ぎですよ。

今、私のそういう指摘を受けて、市長ははしより過ぎだと、余りにも自分のことはたなざらしにして、先ほど私が申し上げたように、空転が続く中、誰が空転させたのか。自分の責任で空転が続いた、双方の責任という見解もあるかもしれない。そういうものが、単純にただ空転が続く中と、こういう答弁も、私はそれこそ誠実な答弁、真

摺に議会に向き合った答弁だとは思えませんが、今こういう指摘を受けて、市長、どうですか。

○市長

お聞きになられていることに対してお答えさせていただいたところで、私たちなりに誠意を持って努力をした上で、このように答弁させていただいたところでございます。

今、改めてそのように御指摘をいただいたので、私の思いとして、今お話をさせていただいたところでございます。

○濱本委員

指摘を受けないと、受けて初めてそういう答弁になるというのは、先ほども言いましたけれども、議会と本当に真面目に誠実に向き合ったときに、市長が全部の答弁を書いているわけではないですけれども、最終的に市長と担当者間で答弁の調整が行われていると思いますが、これでは書き方が足りないのではないかなどという市長の判断がこの答弁の中ににじみ出てこなければ私はだめだと思うのです。最初の答弁の中に全然ないではないですか。そういうことが、本当に、昨年6月からいろいろな動議が出て、決議が出て、今回も動議が出てという中で、やはり市長そのものが議会に対して向き合い方が少しでも変わってきているのかなというふうに期待するのですけれども、この1回目の答弁を聞いただけでも、その期待を裏切られるという感じなのです。

だから、その次の質問でも言っていますけれども、動議や決議に対してどう認識されて、そのことをどう議会で対応していくのだということを聞いているのですが、それも、動議、決議の受けとめと今定例会における対応につきましては、これまでも日々変わらず、誠意を持って対応させていただいておりますが、意識はそうかもしれないけれども、何も改善されていないということです。結果、昨年第2回、第3回、第4回定例会、ことし第1回定例会と、動議とか決議とか出てきている中で、市長そのものが議会に向き合う姿勢の変化を私たちが感じるのであれば、それは私たちだって、お互いに信頼関係を醸成しましょうねという話になるのだけれども、全然そういうふうに見えないのですよ、少なくとも私の質問のこの二つに関していえば。市長、本当に、真面目に、誠実に議会と向き合う覚悟があるのですか。

○市長

あくまで私の個人的な感覚での表現でありますので、濱本委員が、私がお話ししたこと、また私自身が誠意を持って一生懸命やっておりますということに対して、まだ不十分だったり、不満をお持ちなのかもしれませんけれども、私はそういう思いを持っていたので、そのように答弁をさせていただきました。また前段の、初めの部分も改めて読ませていただいておりますけれども、議会自身が回避するために、市民の負託を受けた議会の責任を全うするための苦渋の決断であって、短縮してまでも責任を全うしたことについてお聞きになられていたので、それについて感謝を申し上げているということでお話をしたので、濱本委員がおっしゃる深い意までつかめていないのかもしれませんが、お聞きになられたことに対しては、私は答弁をさせていただいたと思っております。

○濱本委員

聞かれたことに的確に答えたと言っている割には、そこの最初の、聞いてもないことに対して答えているのです。私の最初の質問の中に、今後の議会運営はどうするのですかと一言も聞いていないです。第1回定例会で日程を短縮した議会の決断についてどう思いますかと聞いている。それなのに、今後の議会運営に当たってはと、聞いてもないことを話す。同じ聞いていないことを話すのであれば、空転したことが他人事のような話し方ではなくて、やはり自分にも責任の一端があるということを、同じ聞かれていなくても、文脈からいったら答弁するのが普通ではないですか。今後のことなんて誰も聞いてないですよ。

だから、都合のいいときには、そういうふうに関わっているからそのことに答えましたと。そして、何か自分を正当化するように、後でまた聞かれてもないことをつけ加える。こういうこと一つ一つの積み重ねが、議会と市長との信頼関係を本当に醸成することになるのかということです。本当に議会と市長との間に信頼関係が醸成され

なければ、誰が一番不幸かというと、市民ですよ、市長の大好きな市民ですよ。

市長、改めて聞きます。動議や決議、今定例会でもいろいろ出ました。そういう中で、本当に市長が議会との信頼関係を醸成していくという覚悟、そしてその覚悟を具体的に行動に移していく、例えば答弁の一つもそうすけれども、そういう決意があるのなら、ここで述べていただきたいと思います。

○市長

私なりには、今までも、思いも、決意もお話をさせていただいているところでありますけれども、改めて私としての、おっしゃるように市民の皆様にとって大変重要な場面だと思っておりますし、議会における重み、重要性も認識しているところでございます。

ですから、濱本委員がおっしゃるように、もちろん議会の皆様ともしっかりと向き合って、これからも誠実にしっかりと取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

○濱本委員

本当に誠実に向き合うということであれば、議会内で、自分の発言にミスがあった場合には、余り何回も言いたくないですけれども、お詫びして訂正させていただきますというのが普通の人の感覚ではないですか。市長は普通の人でしょう。

それが、ずっとこの間、いろいろな中で、議会でのミスがあったときに、市長はほとんど謝罪するということをしていない、かたくなに。やはりミスをしたら、申しわけございません、訂正させてくださいというのが普通ではないですか。そういうものが一切ない。

(「一切」と呼ぶ者あり)

昨年第 2 回定例会からずっと。この第 2 回定例会でもなかったではないですか。公用車の運行に関しての答弁でも、最初から、私の発言に一部不適切なものがありましたとか、お詫びして訂正しますとかと言っていれば、このように空転していなかったかもしれない。やはり真摯に向き合うというのは、そういうことですよ。

改めて市長に、この第 2 回定例会もそうですけれども、ここから以降の議会の中で、真摯という言葉の意味合い、誠実に向き合うという言葉の意味合いをいま一度自問自答していただいて、次の議会に……、

(笑声)

いや、笑っている場合ではないって。次の議会に対応してもらいたいと思います。強く要望して、質問を終わります。

○委員長

要望だけでよろしいのですか。

○濱本委員

いや、答えるのだったら何か答えてください。

○委員長

市長、何かお答えありますか。

○市長

要望は受けとめました。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。公明党に移します。

○斉藤委員

◎市長の公用車の私的使用について

公用車の私的使用について伺います。

本会議再開後の動議 7 本に対する発言に関して伺います。

まず、市長は、提出された動議 1 本ずつに何ら明確に答えていないと思います。1 本ずつに答えるべきだという議事進行もあったのですが、それにもかかわらず、なぜ一つ一つの動議に対し真摯に答えなかったのか、その理由を伺います。

○市長

あの本会議のときにもお話しさせていただきましたけれども、その後に、どれぐらいの内容で、どれほどの本数が出るのか、私は想像がついていなかったところでありますが、かなり複数の動議が上げられるというお話でありましたので、全てを聞いてからお話をしたほうがいいと、そのときに私なりに判断させていただいたからでございます。

○斉藤委員

全く逆です。これからどれだけ動議が出るかわからないから、1 本ずつに答えるべきなのではないですか。

○市長

斉藤委員はそうように御指摘かもしれませんが、私は、そのときにそうように判断したということでございます。

○斉藤委員

全く理由にも何もなっていません。異常な判断です。そのような判断は、合理的ではないですよ。合理的にきちんと説明してください。

○市長

恐縮ですけれども、合理的も何も、そのときにそうように判断したので、そのような対応をさせていただいたというところでございます。

○斉藤委員

全く非合理的な市長であると断ぜざるを得ません。

その発言の冒頭は、「では、少し発言をさせていただきたいと思いますので」というふうにして始まったのです。少しではだめなのですよ、きちんと説明してもらわなければ。

その後、人として義を重んじ、シだか、シュだかよくわからないのですけれども、シを重んじているという発言がありました。この義とそのシだかシュだかというのは、具体的にどういう意味なのか、文字を当てるとしたら、どういう文字を当ててるのか、説明していただきたい。

○市長

義を重んじ、死を重んじの、義と死が何の字かということですか、ということよろしいですか。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

ギは、義理の義でございます。シは、生死の死でございます。

(「生死の死」と呼ぶ者あり)

(「何、聞き取れませんでした」と呼ぶ者あり)

(「生死の死」と呼ぶ者あり)

生死の死です。生きる死ぬの死。

○斉藤委員

これは、反訳メモを議会事務局と市長部局、両方からいただいています。その両方とも間違っていて起こしていますね。

(「ああ、そうですか。私見ていないです」と呼ぶ者あり)

生きる死ぬの死なのですか。

(「死を重んじと言いました」と呼ぶ者あり)

では、どういう意味で市長はそれをおっしゃったのか、説明していただけますか。

(「ああ、死を重んじてこれになってるんだ。知らなかったです」と呼ぶ者あり)

(「生死の死じゃないだろ」と呼ぶ者あり)

○市長

お話をしたとおりです。義というのは、大変お世話になった方々、かかわりのある方という思いもあって義という言葉を使いました。法要に伺わせていただいておりますので、やはり人の生き死にということに対しての重みを私なりに表現させていただいたところでございます。

○斉藤委員

義は、義理を果たすとか何とかいいますから、義は少し意味が通るかもしれませんが、死を重んじるというのは日本語ではないですね。普通、多くの人が聞いていて、それが生きる死ぬの死だと思った人、理事者側から反訳メモでもらったシは、師匠の師と書いていました。議会事務局は、主と起こしていました。全く我々が聞いていても、シだかシュだか何だか言ったなというのはわかったのですが、意味が全くとれませんでした。きちんと説明してくださいよ。何で死を重んじるのですか。死を恐れるとか、死をいとうとか、死を忌み嫌うとか、そういう言葉はあるけれども、死を重んじるという日本語はないですよ。

○委員長

まず、そのシは、死で合っていたのですか。

(「だって言ったんだもん」と呼ぶ者あり)

(「自分で言ってるんだもん」と呼ぶ者あり)

(「反訳メモ持ってくれば」と呼ぶ者あり)

(「どんな文脈でそう言っているのかわからない」と呼ぶ者あり)

(「起こしたのみんな違うんだって」と呼ぶ者あり)

(「みんな違う種類なんだから」呼ぶ者あり)

少しお待ちください。

(「生死の死」と呼ぶ者あり)

生死の死でよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしたら、今の斉藤委員の質問に対して答えていただきたいと思います。

○市長

人の命は大変重たいものだという認識、意識を持っている中で、そのように私は表現をさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

それなら、そうおっしゃればいいのかではないですか、人の生き死ににかかわるのでとか。死を重んじるとか突然言われても、聞いている人はちんぷんかんぷんで、あれと、目が点になってわからないだけです。説明してください。

(「いや、もう何度も説明していますけれども(笑)」と呼ぶ者あり)

(「自分で言った言葉なのだから、ちゃんと説明しなさいよ」と呼ぶ者あり)

(「いやいやいや」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

要は、義の部分ではなくて、死の部分の説明してほしいということによろしいですか。

○斉藤委員

そうです。なぜそういう言葉になってしまったのかということ。

(「なってしまった」と呼ぶ者あり)

人が聞いても、聞き取れないような言葉になってしまっているのですよ。

○市長

私は、そのようにお話をさせていただいたので、そのように、私自身の説明としては、そのようなお話でございます。

(「説明になっていない」と呼ぶ者あり)

それが、声が大きかったのか小さかったのか、そのあたりはわかりませんし、聞き取り側においても聞きづらかったのかもしれませんが、今、説明させていただいたように、そのような思いのもとでお話をさせていただきました。

(発言する者あり)

○斉藤委員

非常に聞きづらかったです。ほとんどの聞いている人が意味わからなかったと思います。実際に議会事務局も、理事者側も、反訳した人は、全くその意味をとっていませんでした。

それで、続けますが、その後、「それについては、全くむげにし公務だけをということにはどうしてもならない」と発言されています。「それについては、全くむげにし公務だけをということにはどうしてもならない」、この部分の解説をお願いしたいと思います。

(「議事進行したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○委員長

いや、まず、今はまだ。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

濱本委員。

○濱本委員

今の公明党斉藤委員と市長のやりとりが、余にも情報が足りなくて、どの文脈というか、どこでの話なのかよくわからないのです。

委員長のお取り計らいで、そこの反訳メモを、やはり委員の皆さんに配付することが、この委員会審議を充実させることになると思いますので、委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

議会事務局がすぐ用意できるというので、皆さん、自席にて少しお待ちいただきたいと思います。

(「ああ、いいですけど」と呼ぶ者あり)

いいですか。

(「主のままでいいよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

斉藤委員。

○斉藤委員

手元に、2枚の反訳メモがあります。1枚は、平成28年小樽市議会第2回定例会、動議7件に関する市長の発言という、これは市長部局から起こしてもらったメモです。それと、160622、動議に対する市長の発言(反訳メモ)

と、これは議会事務局に起こしてもらったメモです。2 種類ありますが、できれば、この 2 種類ともを配付いただきたいと思います。

(「コピーしてもらえばいいんじゃない」と呼ぶ者あり)

○委員長

少しお待ちください。

再開いたしますけれども、まず、済みませんけれども、斉藤委員、もう一度まとめて簡潔に趣旨を述べてもらえますか。

○斉藤委員

お手元に、2 枚の反訳メモが行っていると思います。冒頭部分で、少し発言をさせていただきたいということで始まったのですが、我々としては少しではなくて、逐一、動議一つ一つに正確に、真摯に向き合った発言をしてもらいたかった、いうところから始まりました。

それで、この 2 段落目、私自身はという、公務を優先するがためにという段落がありますが、その 4 行下ぐらい、「人として義を重んじておりますし、師を重んじているところでございます」という、この文言について今聞いているのです。この理事者側からの動議 7 件に関するというメモでは師匠の師になっています。それから、議会事務局が起こしてくれた反訳メモという少し字が小さいほうでは「私も人として義を重んじておりますし、主を重んじているところでございます」と起こしていただいています。

そもそもこういう言い回しというか、こういう言葉遣いというのは、このように、この反訳メモで二つとも間違っているように、まことに誤解を生みやすい、意味が通じない、そういう発言を市長がしたのだということをまず自覚していただいて、しっかりとこの義なり死なりということの意味がわかるように説明してくれという意味です。

○市長

それで、説明は、義と死の話をしましたよ。

○委員長

市長は説明をしていると。

(「今聞かれたので、御説明をしましたよ」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

非常にわかりにくい、私もわかりましたとは言えない説明でしたが、一応進みます。

それで、その下に「それについては」というところがありますね。「それについては、全くむげにし公務だけということにはどうしてもならない」という発言があります。これについて伺います。

その公務だけをとということにはならないということは、公務だけではないのですね。目的として、義や死を重んじて、公務ではない部分もあったということですよ。だから、法要に立ち寄ったのだと。法要に立ち寄ったのは、公務ではないと、逆に言うと。そういう意味ですね。

○市長

ですから、先日、議会の中の訂正で、そのようにお伝えをしたところでございます。

○斉藤委員

ということは、これは立ち寄りを含めて全て公務と発言されている市長の今までの発言と矛盾するのではないですか。

(「してましたよね、訂正文のときの。のってないな。秋元議員のときの訂正文」と呼ぶ者あり)

○市長

恐縮です。お待たせいたしましたけれども、これは安斎議員の再々質問にかかわる発言の中でお伝えさせていた

だいたところでございますけれども、平成28年3月12日と5月15日の2件においては、時間の限られた中、公務と公務の間、公用車の移動中に法要に、お参りに立ち寄った事例がありましたということで説明を申し上げたところでございます。

○斉藤委員

本会議で、この23日の冒頭に発言された内容で、その私用の部分も含めて全体としては公務だった、全て公務の目的、公務遂行の目的ですか、そういうふうに言ったのではないですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

全て公務だったのではないのですか。

○市長

ですから、その訂正の中で、公務の途中に私用で立ち寄らせていただいたことはありましたが、私としましては、全て公務遂行のために使用させていただいておりますに訂正をさせていただきますということで、先日も申し入れさせていただいたところでございます。

○委員長

成り立っていると思うのですけれども。

○斉藤委員

ここで、この公務だけをということにはならないという中には、私用だということを認めているのですよね。

(「だから。何言ってるの」と呼ぶ者あり)

○委員長

その法要自体は、私用だったということは認めてはいるのですけれども。

(「だから、言っているじゃないですか。もう何回も」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

だから、公用車を私用に使ったけれども、それも公務だったと言っているのですよね。

○市長

では、もう一度、改めてお話ししますけれども、公務の途中で私用に立ち寄らせていただいたことはありましたが、私としては全て公務遂行のために使用させていただいておりますということで、先日、訂正させていただいておりますので、このように考えて取り組んでいるところでございます。

○斉藤委員

非常にわかりづらいですけれども、わかったとは言いませんよ、わかりづらいですけれども、先に進ませていただきます。

それで、その後、その何行か下に、社会通念上云々とか言った後に、私ども公明党を名指しして、シだかシュだかを重んじ、義を重んじている公明党が、こういう動議を出すのは意外だというような発言があります。公明党が、そういうシュだかシだかを重んじ、義を重んじているということはどういう意味なのか、なぜ意外なのか、説明していただきたいと思います。

○市長

あくまで私の主観でございますけれども、言葉がそのときには伝わらず恐縮ですが、私自身は、そのときにお話をした死を重んじているということ、また義を重んじているということ、それについて公明党の会派はそういうことに対して非常に意識が強い方々だと、私の中でのそういう認識でありましたので、意外でしたということで、私の感想を伝えさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

いやしくも公党の理念ですよ。そういうものに対して全く主観的な、観念的な話を引っ張り出して、その公党の

理念を、ある意味やゆする、自分の受けている批判をはぐらかすために、その公党の理念を引っ張り出してやゆするがごとき、こういう侮辱的な発言は全く許すことはできませんので、市長には、この発言の削除、あるいは訂正を求めます。

○市長

私は、やゆしたつもりも侮辱をしたつもりもありません。あくまでそのように思いましたので、意外に感じたことをお伝えさせていただいてだけでございます。

(「あなたが悪いから、こういうことになるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「答弁になっていないので」と呼ぶ者あり)

(「これはちょっと」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

これは、我々公明党の、我が会派だけの問題ではないですよ。公明党そのものに対する重大な発言ですよ。このようなことは許されませんよ。

(「市長が言ってはだめだよ」と呼ぶ者あり)

全く何の根拠もなく、意外だどうのこうと、それは侮辱的発言ですよ。自分に向けられた批判を、そういうことを言って公党を傷つけてはぐらかす、許されませんよ。冗談でない。きちんと説明してください。

(「何を説明するのですか」と呼ぶ者あり)

(「何を説明するんですかって、聞いてないのかい、質問」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員、申しわけございません、何を説明するのですかということなので、もう一度言ってあげてほしいのですけれども。

(「委員長、成り立たないのだって、議会、そんなことやってたら」と呼ぶ者あり)

(「1 個、その前に質問してるんだから、それに答えられる」と呼ぶ者あり)

(「答えてください、まず」と呼ぶ者あり)

(「何の説明するのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

いや、だからわかってないので、もう一度言ってあげてほしいのですけれども。

○斉藤委員

もう十分言いました。

○委員長

十分言いましたか。

(「何回も説明してくれって言っているのに」と呼ぶ者あり)

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、私自身は侮辱するような考え方は何一つ持っておりません。そのように重んじられている会派だと、私の中での認識を持っていたので、そのように意外性があったから意外だと表現をさせていただいたところでございます。

(「何の説明にもなっていないですよ」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

どういう根拠で、市長はそういうことをおっしゃったのですか。公明党が死を重んじているのですか。とんでもないことですよ。死を重んじてるのか。

(「軽んじてるのですか」と呼ぶ者あり)

(「えっ」と呼ぶ者あり)

死、死ってね、そもそもみんなあの場において聞いていた人が、師匠の師だか、主なのだか、我々もわからなかったですよ。そういうことを言っておきながら、そのようなことを言っておいて、そういう発言をしておいて、そうやってにやにやしながら、うそぶいている、そういう態度が許せないですよ。公党に対する侮辱です。これは訂正、あるいは削除を求めます。

○委員長

まず、根拠も求めているのですよね。根拠と訂正、削除を求めるということです。

(「根拠を示せないなら、訂正するか削除するか」と呼ぶ者あり)

○市長

根拠を求められても、私の主観ですということでお答えをしたところでございますので。

(「何の根拠もなくしゃべってんの」と呼ぶ者あり)

そして、私自身はそうのように思っておりましたので、それを、先ほども言いましたけれども、そのように動議を出されたことに対して、私は意外性を感じましたので、そのようにお話をさせていただいたところでございます。

(「それは侮辱でしょう」と呼ぶ者あり)

(「その思いが、何の根拠でそういう思いを持っているか」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員、どうしますか。

○斉藤委員

だめです。

○委員長

だめですか。

○斉藤委員

訂正、削除を求めます。何の根拠も説明していないではないですか。

○委員長

その主観が違いますよと、公明党としては。だから、それに対してやはり公党の理念が違うと言っているから、それを訂正してくださいというお話、その主観が間違えているのですよというお話だと思うのですが、よろしいですか。

(発言する者あり)

(「結局そういう訂正をしてですか、いやいやいや」と呼ぶ者あり)

(「公務の訂正がないと」と呼ぶ者あり)

(「いや、合理的に説明できればいいけど。ない以上、公明党をそう決め付けた根拠を示さない」と呼ぶ者あり)

(「ここできないのですか、本会議ですか」と呼ぶ者あり)

(「訂正するなら本会議」と呼ぶ者あり)

(「ここで宣言しないと」と呼ぶ者あり)

(「ここでは訂正するということだけもらわないと」と呼ぶ者あり)

市長のその当時の認識が違ったのだったら、違ったということでお答えいただきたいというのが、斉藤委員の趣旨だと思っているのですが。

○市長

大変恐縮ですが、私自身、このお話、議長から発言のお許しを得まして、そのときに私自身の考えを述べ

てくださいということで、お話を受けて、この発言をさせていただいたところでございます。ですから、私自身の主観も含めてお伝えをさせていただく場だと思っておりますので、そのときにそのように考えさせていただいた内容を、このようにお伝えさせていただいたところでございます。

現行において、正式な、斉藤委員がおっしゃるその公党の理念と重ならない部分ももしかしたらあるのかもしれませんが、そのとき、私自身はそうのように感じ、お話をさせていただいたところなので、現行において訂正をするという考え方を持っているわけではございません。

○斉藤委員

全く理解できません。私ども公明党の理念が、何か死を重んじたり義を重んじたりという、そういう観念的な立場に立っているという話では全くないですからね。なぜ市長がそういうふうにおっしゃったのか、我々も理解できない、聞いている人も理解できないと思いますよ。もしきちんと理由があるのであれば、この場でみんながわかるように、その主観的ななどという抽象的なことを言うのではなくて、しっかり説明してください。そうでなければ、訂正、あるいは削除をしていただきたい。

(「自分の政治家としての立場がわかってないんじゃないですか、全く」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、答弁いかがですか。

○市長

いや、先ほどお話ししたとおりです。

(「よくわかんない、それじゃわかんないわ」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員が、そのとき主観で言ったというのまでは、不十分、怒ってはいるけれども、そのことについてはまずいいのですけれども、その上で、公党の理念と違いますよという指摘をしたことに対して、そのときそう思ったから話したのですというのではなくて、そういう指摘を受けた上でどうですかということなのですけれども。

(「根拠も言っていないよ」と呼ぶ者あり)

根拠は主観だと言っている。

(「主観は、何を根拠でそういう主観になっているかというのを言わないとだめでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、それは質問……

(「いや、そういうふうに言っていますから」と呼ぶ者あり)

(「私的意見を求められたから何でもいっていい話じゃない」と呼ぶ者あり)

○市長

このように私は発言させていただいたところでございますが、大変御指摘を受けて、不勉強だということを感じておりますので、これから公明党の理念も含めて、私なりにしっかりとこれから勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(「そんなことじゃないよ」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

そんなことは全く何の釈明にも、説明にもなってないです。公の議会の、本会議という場で、どこか普通の世間話の雑談ではないのです。言葉遣いに気をつけてくださいよ。そういう公の場で、みんなが聞いている中で、市長はそういう発言をされたのです。それはしっかり説明する責任がありますよ。いい加減な主観で、そのときそう思いましたなんて、そんなことを聞いていられますか。きちんと説明してください。

○市長

今お話しした以上の説明は、私は持ち合わせておりません。

(「じゃあ削除だ」と呼ぶ者あり)

(「勉強させていただきますと言っているんだから、ここは違ったという認識はあるわけですよ」と呼ぶ者あり)

(「だから、違ったのだったら訂正」と呼ぶ者あり)

(「いや、だから違ったって訂正」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○斉藤委員

訂正か、削除をするということを求めます。この場でできなかつたら、本会議が開かれたときに、本会議場で訂正していただきたい。

○委員長

訂正か削除を求めたいということですが、市長、いかがですか。

○市長

先ほどもお話ししましたが、これについては、そのときの私の主観でお話をさせていただいているところでございますので、訂正は考えておりません。

しかしながら、今御指摘のとおり、それについては、私自身の認識がなかったというところもありますので、これからしっかりそれについては勉強させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「それは理解できないわ」と呼ぶ者あり)

(「認識ないことを公の場で言っちゃだめだよ」呼ぶ者あり)

(「理解できません」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員、訂正は考えていないということです。

○斉藤委員

あくまでも訂正又は削除を求めます。それ以外ありません。

○委員長

あと、そうすると、具体的に本会議場での発言の訂正、削除という話になると、この場、いや、それを市長に求めることはそうなのだけれども、具体的な手だてになってくると、今度は議会運営委員会という話になってしまうのですけれども。

(「だから、それをするといったら、議運でやればいいのだから」と呼ぶ者あり)

(「まずは」と呼ぶ者あり)

(「認識間違ってるから、訂正しますという形にできないとまずい」と呼ぶ者あり)

ところが、そこは認識が間違っていないという……、

(発言する者あり)

認識がなかったと言っているのだから。

(「うん。なかった。浅かったという、間違ったという」と呼ぶ者あり)

(「信頼関係も築けないし、今後質問に入れないというのだったらどうするかという課題という」と呼ぶ者あり)

結局、認識がなかったということは、間違えているということなので、訂正すべきなのではないですかという御

意見なのですけれども。

(「すべきじゃない、訂正してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「しなきゃだめです」と呼ぶ者あり)

(「市長も浅かった、勉強しますと言っているのだから」と呼ぶ者あり)

(「なおさらね」と呼ぶ者あり)

(「その点は間違っているというか、ちょっと違っていたということは認めているんでしょ」と呼ぶ者あり)

(「全く間違っておりませんという発言はないんだから」と呼ぶ者あり)

まず、どうですか。少し時間が必要なのだったら時間をとりますけれども。

○市長

いや、答弁はいたしました。

○委員長

答弁はしましたか。

○市長

訂正はいたしません。これから勉強させていただきますとお伝えはさせていただきました。

(「間違っているのなら訂正しないさいよ」と呼ぶ者あり)

あくまで、そのときの主観でお話をしているのでとお伝えをしたところです。

(「どこに真摯な態度があるんでしょうか」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

へりくつ言って、そんな、何を言ってるのですか。

委員長、時間をとって、きちんと考えさせてください。

○委員長

ただいま、斉藤委員から議事進行がありました。

今、この間のやりとりについて、しっかり考えた上でというお話なのですけれども、余り無制限に時間をとるということはしたくありません。

(「いや、でも、私の考えは、今変わっていませんので、はい、もうお伝えをしました」と呼ぶ者あり)

いや、少し……

(「納得がいけるかいかれないかは別にしても、答弁はさせていただいております」と呼ぶ者あり)

(「いや、でも、答弁の整合性がない」と呼ぶ者あり)

(「何の根拠もない、説明にもなってないんですよ。しゃべればいいってもんじゃないですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

少し静かにしてください。

(「自分の立場わかって話しているのか、あなた」と呼ぶ者あり)

このままやっつけてもあれですので、一旦休憩いたします。

休憩 午後 2 時19分

再開 午後 6 時07分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市長

この間、調整にお時間いただきまして恐縮でございます。

先ほどの斉藤委員の御質問で、6月22日の本会議において、私が公明党をやゆするような発言をしたとの御指摘がありましたが、私としましては、公明党会派の皆様をやゆするような趣旨で発言したものではありません。

しかしながら、斉藤委員から御指摘を受け、改めて質疑の経過などを踏まえまして、さきの私の本会議における発言中、「私は、死を重んじ義を重んじられている公明党の会派からこのような動議が出たことは、大変意外に感じているところでございます」の部分を撤回させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長

本会議の発言ですから、あすの本会議でも同様の発言をしていただけるということでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは、質疑を続行いたします。

○斉藤委員

結局、動議7本に関するこの発言において、市長は、義だとか死だとかの自分勝手な観念論と言わずもがなの公人としての苦労話、それしかしていないではないですか。我々の動議に何ら具体的に答えていないわけです。どんな理由であれ、公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることなく、森井市長はしっかりと市民に説明するとともに、素直に市民の皆さんに対して謝罪を求める動議、この動議のとおり市民に対する説明と謝罪を改めて求めたいと思います。

もう一点、2本目の動議で、公務の途中で立ち寄るの「立ち寄る」の言葉の定義の説明を求める動議についてもしっかりとこの場で改めてお答えをいただきたいと思います。

○(総務)秘書課長

2本目の動議に関連して、どんな理由であれ公用車を私事で使用したことは事実であり、市長個人の私用は許されることではないので、市民の皆様にともしっかり説明するとともに謝罪を求めるという動議に関してでございますけれども、まず公用車を私事で使用したことにつきましては、単に、いわゆるプライベートな部分だけの目的で市長公用車を使用しているわけではありませんので、公務遂行のためには社会通念上、許容の範囲であると考えており、市民の皆様にも御理解をいただいております、問題はないというふうに考えてございます。

(「誰が理解をしているのさ」と呼ぶ者あり)

(「誰が理解している」と呼ぶ者あり)

(「誰が理解したのさ、秘書課長」と呼ぶ者あり)

○委員長

もう一つ、立ち寄るの定義についてはどなたが。

(「市民が理解って、誰が理解している」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

立ち寄るという形の動議に関してでございますけれども、スケジュール的にはあらかじめ予定しておいたもので

はございます。

「立ち寄る」と表現させていただいたのは、一般論として表現させていただいており、時間的にも短いため、このように表現をさせていただきました。

○齊藤委員

この後、細かく、詳細に今の事実を確認させていただく予定でしたが、今日はこれで終わります。

○秋元委員

◎市長の公用車の私的使用について

今の齊藤委員の質問ですけれども、市民の理解を得ていると、どういう市民の理解をどのように得たのですか。動議でも私たちは提出しましたが、市民の理解が得られていないということで動議を提出したのですが、その市民の理解というのは、どのように理解しているというふうに感じているのか、お答えください。

○（総務）秘書課長

市民の皆様にもどのように理解をいただいているかという部分でございますけれども、いわゆる社会通念上、許容の範囲であるというふうに考えてございます。そういう意味で、市民の皆様にも理解をいただいているというふうに考えてございます。

（「説明になっていない。そんなのダメだよ」と呼ぶ者あり）

（「どういう調査をして、どういう意見を聞いて」と呼ぶ者あり）

○委員長

理解をいただいていると考えているという話なので、調査をしているというわけではないと。

（「最初、だって理解をしていると思っていると言っているではないですか」と呼ぶ者あり）

（「根拠だって」と呼ぶ者あり）

私は、思っていると言っているように聞こえる。

（「聞けば聞くだけ、どんどん答弁変えていくのですから、ダメなのですよ」と呼ぶ者あり）

だから、そこ……

（「いやいや、だから委員長ちゃんと発言を求めてくださいよ」と呼ぶ者あり）

ただ、思っているというふうに言っているのです。

（「根拠は何もない、でしたらね」と呼ぶ者あり）

そういうことだと思います。

○秋元委員

秘書課長、では根拠は何もない中で、社会通念上、自分が思うから、そう思っているというだけなのですよね。

（「ダメだよ、そんなの」と呼ぶ者あり）

だけれども、それで通るのですか。

○（総務）秘書課長

今、秋元委員からのお話で、根拠がない中で、社会通念上、許容の範囲という形での質問かとは思いますが。

その中で、私どもも、過去の判例等も調べた中で、いわゆる公務の連続性等を判断いたしまして、社会通念上、許容の範囲であるというふうに考えてございます。

○秋元委員

では、その過去の例というのは、きちんと根拠を示して答えてください。

○（総務）秘書課長

過去の判例に照らし合わせてということで答弁いたしましたけれども、私用に係る公用車の使用についてという

部分で、平成18年12月1日の最高裁判例が出てございます。この中で、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するという形の判例がございまして、こういった部分も鑑みまして、許容の範囲というふうな形で考えてございます。

(発言する者あり)

○秋元委員

もう少しきちんと詳しく示してください。その結論の部分だけ言わないで、どういう事案だったのか、どういう判例だったのか、きちんと示してください。

(「全然違うよ」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

最高裁判例の部分を読ませていただきます。普通公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の役割を果たすための相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当であるというふうな判例でございまして、

(「事案を聞いているのですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

その判例の基となった事件は何ですかと。

(発言する者あり)

(「全然違うでしょ」と呼ぶ者あり)

お静かに。

(「委員長、促してください」と呼ぶ者あり)

今、少し調べている最中です。

(「何の事例について」と呼ぶ者あり)

(「根っこから違うんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

この事例は、ある地方公共団体の長が事務所開きをするということにおいて、その応援に行った場合の……

(「選挙でしょ」と呼ぶ者あり)

(「それ自体が公の事務だよ」と呼ぶ者あり)

激励を含む演説を行うことは、地方公共団体の事務に含まれるものと解するという形になってございます。

(「全然違うんだって」と呼ぶ者あり)

(「そんなの全然、今の、今回の森井市長の件と関係ないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「根っこ違うんだから」と呼ぶ者あり)

○委員長

それは質問でやってください。

○秋元委員

全然事例が、森井市長の今回の件と違う件を引っ張り出してきて正当化させようとしていますけれども、全く違うではないですか。きちんと説明してくださいよ。

(「同じとは言わせない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

事案が違うのではないかというお話ですけれども。

(「例として不適合、全然」と呼ぶ者あり)

(「全部資料持っているんだよ、こっちは」と呼ぶ者あり)

(「何が同じなの、逆に言えば」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

今回の、3月12日、5月15日、両日、公務と公務の間に私用が入っていたということでございますけれども、3月、それから5月、この両日ともに、まず一つ目の市長公務が終了いたしました。その後に、御自宅に送り届けるかわりにお寺に送ったという形になってございます。その後、次の市長公務の中で、御自宅に迎えに行くかわりにお寺に迎えに行き、次の公務の場所へ移動したということにおいて、許容の範囲であるというふうに考えてございます。

(「葬祭場は自宅なんですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

事例が異なるのではないかという質問だったと思うのです。

(「なんで一緒くたに」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「書いてあることだけ見て、くっつけようとするからそういうことになる」と呼ぶ者あり)

お静かにお願いいたします。

多分指摘されていることについては、わかっているとは思っているのですけれども。

○(総務)秘書課長

先ほど、最高裁判例ということのお話をさせていただきました。この部分の説明をまずさせていただきます。地方公共団体の長が、各種団体の主催する会合に列席するなどの交際も、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り……

(「だからさっきと同じだ」と呼ぶ者あり)

地方公共団体の事務に含まれるものと解されるのが相当であるというのが、最高裁判例の趣旨でございます。

(「それ自体が公務なんだって。こっちは公務じゃないんだって」と呼ぶ者あり)

○委員長

お静かにお願いいたします。

○(総務)秘書課長

この最高裁判例の部分というのが、今、御指摘のあったような形で、いわゆる政治活動であつたりとか、事務所開きであつたりとかというふうな事例でございます。

今回、いわゆる公務と公務の間に私用があつたという部分ではございますけれども、この中でいわゆる公務の妥当性という部分を判断しまして……

(「公務じゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「私用だと言ってるのに」と呼ぶ者あり)

○委員長

お静かに。

○（総務）秘書課長

公務と公務の間の、公務遂行上で必要であったというふうな形で判断しまして、御理解を得ているというふうな形で考えてございます。

（「全然そんな判断、どうやって判断したのですか、そんなの。理屈通らないですよ、全く関係ない事案引っ張り出してきて、そんなの通らないですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

それは質問ですか。

（「いえいえ、違います。ひとり言です」と呼ぶ者あり）

ひとり言ですね。

それでは、続けて質問を。

（「何ぼそんな説明しても通らないですよ」と呼ぶ者あり）

では、質問してください。

（「まだ答弁聞いてないので」と呼ぶ者あり）

今の秘書課長の答弁は、結局、事例は違うけれども、該当するのではないかという趣旨で答えたということよろしいのですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういうことだそうです。

（「判例は違うでしょう、だって」と呼ぶ者あり）

判例が違うことは認めている。

○秋元委員

判例が違うことを認めていて、片や、公の事務だっていう最高裁の判例ですよ。だけれども、今回は私用だということではないのですか。全然公の事務ではないですよ。全く関係ない事例を引っ張り出してきて正当化させようとしても、全く説明になっていないのです。だめですよ、そのような説明しても。

○委員長

それは説明してくださいという質問ですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

公務遂行のために公用車を私用したということに関しまして、いわゆる公用車の私用という部分に関しまして、いわゆる明確なルールという部分、個別の事例によって判断するという部分が当然出てくると思います。その中で、いわゆる今回の事例に関しましては、公務と公務の間の部分で必然性があったというふうな形で判断をさせていただきます。

（「やってることが私事でしょう。あっちは公務なんだよ、公の事務なんだよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

お静かにお願いいたします。

それで、ただいまの答弁については。

（「説明になってないぞ、そんなのは。言い通そうたって、そんな通らないですって」と呼ぶ者あり）

だから、今の答弁で、具体的にどこがまずいのか、質問で言ってください。

○秋元委員

片や公の事務で、今回は判例がないではないですか、公務と公務の間にお寺に寄ったと。裁判の判例とかあるの

だったら示してください。全く関係ない判例を持ってきて、公の事務の、最高裁の判例を持ってきて、公務と公務の間だから同じですなんて、そのようなことは通らないのですよ。まともに議会の中でそのような話をしていること自体がおかしな話ですよ、秘書課長。きちんと説明してください。

(「不誠実だ」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長と副市長で相談しているみたいなのですが、どうしますか。

○副市長

東京高裁判決で、これは市長の結婚式の出席に絡めての判例だと思うのですが、市長の結婚式出席については、市長として招かれたとしても、職場の上司としての招待であるとして公務性を否定し、市長が私的な会合において市の現状等を出席者に伝えたとしても、そのことから直ちにその行為が公務に当たるということとはできないことが明らかであると判示し、結婚式への出席が公務と公務の合間にされるために、その送迎に公用車を使用することが前後の公務にとって必要であるという場合を除けば、結婚式会場への公用車による送迎は行政上、必要な業務、又はこれに準ずる業務に当たらないと結論づけているので、注意である。この判例で言うと、公務と公務の間の、合間に、その送迎が前後の公務にとって必要であるという場合は除かれるということなので、判例的にいうと、これは公務であるというふうな判例だというふうに解しております。

(「違うんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

公務と公務の間の私用は除かれるとあるので、いいのだという答弁でしたけれども。

○秋元委員

そのような勝手な理屈ですけれども。

いや、わかりました。そういうふうに言い張るのであれば、最終日にもう一回やります。

次の質問に行きます。

◎人事評価制度について

今回、こういう何かわけのわからない議論が多くて、市長、私は、今回、人事評価の質問をしましたけれども、再質問の答弁書をいただいて読み返すと、市長は、全く関係のない話を答弁しているのですよ。何でこういう議論をすり替えるような答弁をされるのですか。私は、人事評価の質問をしているのに、市長は、外部の面接員制度の話をしているのですよ。何でこういう議論の論点をすり替えるような答弁になるのですか、答えてください。

(「どのときの話ですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

具体的に、どの質問だったのかというのを、例えば……

(「人事評価についてって言っていたしょ」と呼ぶ者あり)

(「最初の質問か、本答弁か、再質問か」と呼ぶ者あり)

いや、再質問。

(「本答弁から再質問に至るまで少しずつ答弁が変わって行って、最後には全く関係ない話をしているのですよ」と呼ぶ者あり)

(「全く関係ない話」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

発言は、手を挙げて言ってください、お互いに。

(「先日の話ですかね。先日の先見性の話はわからないということで答弁したと思うんですがね」と呼ぶ者あり)

(「例示で出したところ」と呼ぶ者あり)

例えば総務課で、どういう質問が来て、どう答えかと今、言えますか。

(「時間もし入れないのであれば、本答弁からまず答えますけれども」と呼ぶ者あり)

そうしたら、説明してください。

○秋元委員

人事評価で、私は、昨年、市長との議論の中で、要するに、嘱託員や市民の方が人事評価にかかわるような制度があると言ったのです。私は、人事評価の議論をするのに、今回、その自治体ですとかを探せなかったので市長に質問したのです。市長は、市民などが携わっている人事評価につきましては、地方公務員法で規定されている人事評価ではありませんが、職員の採用時や昇任時の面接官として、市民が参加している事例や市民に対して職員の評価に関するアンケートを実施している事例があることを市議会議員時代に確認しておりますが、しかしながらそのときから時間が経過しており、正確性を欠きますので、改めて調べてみたいと思います、このように言ったのですけれども、再質問の答弁では、実際に外部面接員制度というものを導入されている埼玉県和光市の取り組みであったりとか、加西市においても、当時、外部に職員採用あり方委員会というのを民間の方々に投げかけられていて、職員採用のあり方に関する提言というのをいただいていると、こういう答弁が変わっていつているのですけれども、私は職員の採用の話なんか一切していないのです。人事評価の話をしていたのですよ。どうしてこういうふうに答弁がどんどん全く関係ない話にすりかわっていくのですか。

○委員長

つまり、なぜすりかわったのかという質問でいいのですね。

(「まず、そこ、はい」と呼ぶ者あり)

済みません、すりかわったと言ってしまいましたけれども。

○市長

いや、私、多分、その答弁については勘違いがあったのだと思います。

(「それで済まないしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○秋元委員

勘違いがあったって、本答弁に人事評価につきましてはと書いてあるのですよ。

(「これ人事評価についてですね」と呼ぶ者あり)

勘違いしているというから、自分が出してきた人事評価制度につきましてはと書いてあるのに、勘違いしてあったなんてあり得ないじゃないですか。私は、質問の要旨も出しているのですよ。

(「人事評価について」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

本質問の中において、人事における評価についてということで答弁させていただいて、その後、再質問を受けたときに、採用であったりとか任用において、それについての答弁にすりかわったのではないかという御指摘ということでよろしいですか。

(「面接員制度にすりかわっているということですよ」と呼ぶ者あり)

私自身も、最初の答弁の中では、市議会議員時代のことなので、正確性を欠くのでということでお話しさせていただいたのですが、その後には、このたびこのように質問をいただいたので、私なりに調べさせていただいたところであります。実際に人事評価そのものに対してのはまだなかったのですが、私がこの間調べた範囲の中では、その採用であったりとか、又は昇任試験であったりとか、そのようなことにおいて外部の面接員制度はあったという

ことで、その後に調べさせていただいたものを紹介させていただいたというところでございます。

○委員長

要は、人事評価ではないことでしたということですね。

(「全然、だからそんな答弁でいいのですかということですよ」と呼ぶ者あり)

それを、だから質問でやってください。

(「いやいや、本質問の本答弁に書かれていることが、全く勘違いでしたなんていったら、質問できませんよ、こんなの」と呼ぶ者あり)

はい。それで、質問してください。

(「それならひどいですよ、それは」と呼ぶ者あり)

(「それだめだ、それは」と呼ぶ者あり)

(「そんなの、あるの、そんなもの」と呼ぶ者あり)

(「こんなのあり得ないですよ、こんなのは」と呼ぶ者あり)

(「市長は勘違いだというなら、じゃあ本会議のときのも、勘違いしたまま成り立たなくなっちゃうでしょう」と呼ぶ者あり)

今の市長の答弁について、まず具体的に質問してください。

○秋元委員

そのようなことを言い出したら、今までも言ってきましたけれども、議会での議論は成り立たないではないですか。ここに本質問の答弁書もあるのですよ。だけれども、これは違いましたなんて言ってしまったら、もう質問なんか成り立ちませんよ。

○市長

いや、それ自体は、ですから間違いではございません。当時受けていたお話ですので、正確性が欠けますから、このような形で答弁させていただきましたけれども、その後において、人事に伴う評価であったりとか、また任用であったりとか、そのあたりのことを私なりに改めて調べさせていただいて、現状ではこのような範囲でしかありませんでしたので、その一部を紹介させていただいただけでございますので、御理解いただければと思います。

○委員長

本答弁は変わらないけれども、再質問に対する答弁は求めているものと違ったということによろしいのでしょうか。

○市長

それ以上のものは、今のところはまだ調べ切れていないということです。

○秋元委員

そういう問題ではないですよ、もうそもそもが。

成り立たないですって、このようなことをやっていたら、いつまでも。

○委員長

再質問に対しての答弁は、要は不正確だということなのですからけれども。

(「いや、本答弁ですよ」と呼ぶ者あり)

成り立たないから、その一步を質問として投げかけてくれないと、委員会運営として。

○秋元委員

これだけでも質問終わってしまうではないですか。

何なのですか、私は、人事評価について聞いているのに、全く関係のないことを答弁して、それでよしとしているのですか。

(「よしとしている」と呼ぶ者あり)

私は、そのようなことは聞いていないですよ。聞いていないことを答弁して、何で本質問の答弁も再質問の答弁もよしとするのですか。全くわかりません。何でこのようなことが起きるのか。だから、答弁漏れとか、もう連発するのですよ、そもそも。そもそも市長が勘違いしているから、こういうことが多発するのですよ。全く市長自身がわかってないではないですか。どうなのですか。

(「勘違いで済まないよ」と呼ぶ者あり)

○市長

いや、本答弁でもお話ししていますけれども、その地方公務員法で規定されている人事評価ではありませんけれどもということを一つ置かせていただいて、そのような内容が当時あったということでお話をしております。ですから、私はそれにのっとって、改めて現状を確認させていただいて、その上で、今まだ調べているというレベルではございませんけれども、あくまでインターネット等で得た情報でありますので、その何点かをその形で紹介させていただいたということでございます。

○秋元委員

これはとんでもないことですよ。平成27年9月14日予算特別委員会で、これも本会議でも言いましたが、人事評価の質問を市長にしているときに、市長はそういう人事評価の制度について、要するに嘱託員とか市民が人事評価に加わっている制度があると言っているのです。その仕組みについてもお話を受けておりますのでと言い切っているのです。だから私は質問しているのに、何で全く話をすり替えてしまうのですか。全く議論が成り立たないではないですか。昨年のお話は何だったのですか。昨年の第3回定例会の答弁も、削除しないとなくなりますよ。

○市長

ですから、それは、現在、私が市長に就任してから受けたお話ではございませんので、当時、私なりに調べさせていただいた中で、そのようなことを受けたということでお話をしたところでございますから、先ほども言いましたけれども、市議会議員時代に確認していたことは、私ももう8年、9年前に市議会議員を務めていたので、非常に不明瞭ですし、不明確な状況でありますので、改めて調べさせていただきたいということで、本答弁で答弁させていただいたものでございます。

(「そんなの通らないですよ、議会で」と呼ぶ者あり)

(「それを例外的にそうだって答弁したから問題になっているんじゃない」と呼ぶ者あり)

(「その状況の認識のまま、昨年答弁したことに、それがまた問題だってことでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

まず、第3回定例会でしたか。

(「3定、3定、昨年ですね」と呼ぶ者あり)

第3回定例会のときは、不確かなまま答えたということでよろしいのかな。

○市長

そうです。市議会議員時代の話ですね。

(「そんな言い方じゃないですもの」と呼ぶ者あり)

(「それはでも、あるって断言したんだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

それで、本答弁では、ないと答えたのですか。

○市長

いや、正確性に欠くので、改めて調べてみたいと答えました。

(「だから、あるならある、ないならないと教えてくださいと、本会議場でも言いましたよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

それで、結果として、今、その市民参加の部分の人事評価というのは、あるのですか、ないのですか。そこですよ、まず、事実を。それはわからないという……

(「今、調べている最中」と呼ぶ者あり)

調べている最中だという。

(「委員長、去年の 3 定の、私に対する答弁ありますから、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

だから、そのときは事実と違うことをお話ししたということによろしいのかな、第 3 回定例会のときは。

(「断言してるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「断言したからね」と呼ぶ者あり)

(「委員長、ちょっと整理して、一回休憩して、それみんなに見てもらわないとだめだわ、それ」と呼ぶ者あり)

いえいえ。

(「耐えられないって、こんな議論なんかできないよ」と呼ぶ者あり)

(「1 回みんなで見れば」と呼ぶ者あり)

まず、いや、それで、また休憩すると大変なんで……

(「それはだめだ」と呼ぶ者あり)

(「だめだ」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと整理しましょう」と呼ぶ者あり)

(「正確性をちゃんと」と呼ぶ者あり)

それで、第 3 回定例会のときの説明を受けていたというのは、市議会議員時代の話だということですよ。そういうことを、今受けているように答弁したということですか。

(「そこに書いてあるでしょ。市議時代なんて書いてないですよ、一言も」と呼ぶ者あり)

(「断言しているんだよ」と呼ぶ者あり)

だから、それを……

(「委員長、それは飛躍しすぎだもの」と呼ぶ者あり)

(「確認しているんでないですか」と呼ぶ者あり)

そうやって言ったということですか。

(「いや、言ってないです。市議時代とか、そのときは言ってないです」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「だめだよ。そんなことできないわ」と呼ぶ者あり)

(「それより、丸くおさめようとしている」と呼ぶ者あり)

丸くおさめようとしているのですよ。

(「それ言ったらだめですよ。公平中立性あるんで」と呼ぶ者あり)

いや、進めたいのですけれども。

市長が、できれば事実関係を整理してくれると、もう少しうれしいのですけれども。

○市長

いや、答弁したとおりです。

○委員長

答弁したとおり。

(「座ったまま説明したらおかしいですよね」と呼ぶ者あり)

(「3 定のときの思いはどういうふうになっているのか」と呼ぶ者あり)

(「3 定のがあったから、今回質問している。それがじゃあ全然違ったということになると、また議論ができなくなるのではないですか」と呼ぶ者あり)

第 3 回定例会のときの議論が、現在の時点の人事評価のあり方ではなくて、市議会議員時代のあり方をそのまま話したということですよ。

(「はい、そうです、そのときの」と呼ぶ者あり)

それが、要は現在ベースの事実を確認した上で答弁したわけではないと。

(「違います」と呼ぶ者あり)

そういうことだそうです。

(「そんなこと言ったら、何でもできますもん。だめですよ、そんなのは」と呼ぶ者あり)

(「ああ言えばこう言う状態だよ、これ」と呼ぶ者あり)

(「ちょっとわかりにくい」と呼ぶ者あり)

(「とんでもないよ」と呼ぶ者あり)

(「わかりにくい。これ論点整理しないと」と呼ぶ者あり)

わかりました。

秋元委員も含めて議論したいと思うので、7 時までお時間ください。

(「余りにも誠実さが欠けていますよ」と呼ぶ者あり)

少しの間、休憩します。

休憩 午後 6 時 45 分

再開 午後 7 時 26 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

第 3 回定例会の秋元委員の質問に対して、要は、市長から人事評価については市民参加の部分もあるということで答弁をいただいていたのを受けて、秋元委員が今回の一般質問で取り上げました。それで、市長から、正確性に欠けると、改めて調べたいというところで答弁をいただいています。その流れの中で、結局、そういう実態がなかったということではないかと、事実と答弁が違うのではないかとというところで議論を整理という形でとまっていたと思いますので、改めて市長から何か説明を含めて答弁いただければと思うのですが、何かありますか。

○市長

先ほどもお話をしたところでございますけれども、昨年第 3 回定例会においての私の発言自体は、市議会議員時代に受けていたお話でございましたので、それについて秋元委員に先ほどお伝えをさせていただいたところでございます。

○委員長

それで、今回の一般質問の答弁の時点では、そういう事例はないということによろしいですよ、確認していないということで。

○市長

市長になってからは確認はしていません。

○秋元委員

まず、そもそも昨年第 3 回定例会での私との議論が、勘違いして、私が言っていることと市長が言っていることがかみ合ってなかったということだということなのですけれども、今後、こういうことがないようにしていただきたい。先ほども言いましたけれども、本当に重要な政策について議論する中で、進みませんので、しっかり話も聞いていただきたいですし、私たちもこういう議論の場を重要視していますので、正確な答弁をお願いしたいと思います。

◎コンプライアンス委員会について

次の質問に移りますけれども、端的に質問しますが、先にコンプライアンス委員会について、6 月 9 日に委員会が開催されたと思いますけれども、その後、ホームページにアップされていないのです。これまでは、大体、委員会開催後 1 週間ぐらいで、その報告がされていましたが、そもそもその結論が出ているのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

6 月 9 日にコンプライアンス委員会を開催しておりますが、こちらは市長からのヒアリングを実施しているところですが、最終的な結論についてはまだ出ておりません。

○秋元委員

これはいつぐらいに結果、結論が出るという話はないのですか。逆にコンプライアンス委員会からも、まだ何も結論というか、そういう話、次回の開催日程の話とかというのは、まだないのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今回の委員会の開催につきましては、7 月中旬をめどに、現在、日程調整を行っているところでございます。

○秋元委員

そこぐらいでもう結論が出るということでもいいのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

委員会の開催につきましては、まだ審議内容等が決まっておりませんので、その段階で結論が出るかどうかについては、私は今のところわかりません。

○秋元委員

◎除排雪について

次に、除排雪についてです。

昨年度、結果的に排雪の抑制になったということなのですが、職員、また業者の方がパトロールをして、必要があればかき分け除雪、拡幅除雪をして、道路脇の雪山が大きくなった場合、排雪作業をするとのことなのですが、これらの基準について、仕様書などではどのように定めていますか。

○（建設）雪対策課長

排雪に関する基準についての御質問ですが、排雪については、道路状況を見て協議をして排雪箇所を決めるということになっておりまして、数値的な基準等はございません。

○秋元委員

今後、そういう基準をつくる予定というのはありますか。

○（建設）雪対策課長

現状で、小樽市の道路の状況というのが、勾配であったり道路幅員、家屋連檐率等がいろいろとございますので、今すぐ数値的な基準をつくるということは考えてございません。

○秋元委員

では、その都度、市から、もしくは雪対策本部から業者に対して指導、指示をするという考えでいいのですか。

○（建設）雪対策課長

降雪状況、積もった状況等を見て、業者と協議を行って、その結果を業者に伝えたいと考えております。

（発言する者あり）

○秋元委員

では、業者との意見交換会のお話を今回は質問しましたがけれども、まず排雪について多かったのが、急にとめられた、ストップされたという意見が多かったと思います。どのような頻度で業者と打ち合わせなり会議を行っているのか、その辺の取り決めというのはできているのか。これは逆にできているとすれば、各ステーション同じような頻度で協議なりをされているのか、伺います。

○（建設）雪対策課長

排雪に関する協議につきましては、道路状況に応じて行うということで、一定の区切りをつけて排雪状況を見て、それで市がいろいろと調査した後に、排雪の協議結果をお知らせするという手順を踏んでおりますが、大体1週間程度ごとというような程度で、どの業者が何曜日に、いつの日に出すとか、協議書を出していただくというようなことは特に決めておりませんでした。

○秋元委員

それで、各ステーションの状況、例えば排雪するとかしないとかという見直しを指導する、指示するというのは、誰が、どのように、どのタイミングでするのですか。

○（建設）雪対策課長

排雪の実施時期についての御質問でしたが、排雪につきましては、まず業者及び市の担当が協議を行いまして、その協議書を持ちまして、協議書が上がってきたところで除雪対策本部の中で検討を行い、必要な箇所、必要な時期等を業者の方に伝えて排雪していただくという形で、昨年度はそういうような方法をとっております。

○秋元委員

意見交換会の意見の中で、除雪業務を任されている中で判断をさせてもらえないのは不合理であるという業者の方がいらっしゃいました。また、このような状況であれば、ステーションには市職員に常駐してもらいたいという意見もあったみたいですが、具体的にどのような状況があったのですか。

○（建設）雪対策課長

排雪協議について、除雪業者の方からいただいた意見についてでございますが、市が必要な箇所、必要な時期等をお伝えして排雪をしていただくということでしたけれども、除雪に関しましては、降雪状況等によって、10センチメートルなりの降雪状況が見込まれるときは業者の判断で出動することになっておりますが、排雪に関しては、あくまでも協議ということで仕様書等、設計書でも定めておりますので、そのとおりに行った次第でございます。

（「何か違う」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

今言いましたけれども、除雪業務を任されている中で判断をさせてもらえないと、このように業者が言っているのです。実際に、判断をさせてもらえなかったような状況があったのか。また、判断をさせてもらえないのであれば、市の職員に常駐してもらいたいと。要するに市の職員が判断しているということなのかなというふうに思うのですけれども、その点をお答えいただいて、私の質問を終わります。

○（建設）雪対策課長

判断につきましては、両者の協議という形で、除雪対策本部である程度決めて、協議結果をお知らせするという形をとっております。その中で、協議事項ですので、業者の方が協議としてここをやりたいというところを認め

るというか、協議として成立することもありますし、少し時期が違うのではないかという形で、時期を先送りするということもございます。それに伴いまして、業者の方はあくまでも協議ということですので、判断を業者に任せるといような形の仕様書設計にはなっておりません。

あと、市の職員に常駐していただきたいということに関しましては、市の排雪の協議の判断、それについて十分な説明が足りなかったのかなというふうに考えております。それで、そういうことがありましたので、住民の方や市民の方の苦情等が来たときに、市民の声が来たときに、市から答えてもらいたいということでしたので、今年度に関しましては、市の排雪に関する考え方をしっかりと業者の皆様に説明した上で、排雪を進めていきたいと思えます。

(発言する者あり)

○秋元委員

では、今の答弁を聞いていると、そもそもその仕様書の中では、排雪する時期ですとか判断というのは、業者ができないという、そういう仕様書のつくりになっているということなのですか。

○（建設）雪対策課長

仕様書の中では、両者の協議ということになっております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

質疑の途中でありますけれども、もう 7 時 40 分を過ぎています。

本日は、これをもって散会いたします。